

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 子供の家福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

(評議員、理事会の出席報酬等)

第 3 条 役員が、評議員、理事会に出席したときは、別表 1 により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表 2 により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として出張終了後、支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 8 条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成26年12月8日より運用する。
この規程は、平成29年5月24日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

別表2

名 称	報 酉	実費弁償費
理事長業務報酬等	1 3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
理事業務報酬等	1 0, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	1 0, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	実 費